

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時 平成24年6月28日（木）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者（敬称略）

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順，敬称略）

岩谷直子（家），浦野真美子（地），大友由美（家），長 秀之（地家），
沢森順子（家），高橋麻規子（家），竹中司郎（地家），田淵大輔（地家），
林 博美（地），横山慶一（地）

(2) 説明者

地裁事務局長，家裁事務局長，地裁事務局次長，家裁事務局次長，首席家裁調査官，家裁首席書記官，次席家裁調査官

4 議事

(1) 開会

(2) 委員長あいさつ

(3) 委員の異動関係説明

(4) 新委員の紹介

大友由美家庭裁判所委員

(5) 委員長代理指名（家庭裁判所委員会規則第6条第3項）

委員長は，家庭裁判所委員会の委員長代理として大友由美委員を指名した。

(6) 協議テーマ

家庭裁判所をめぐる現状について

(7) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

◎ 協議テーマに関する説明

□ 次席家裁調査官から「民法等の一部改正に関連した家庭裁判所の取組」

について説明

- 弁護士業務において面会交流に関係する事案を担当することがある。当事者が面会交流について最初は拒否的な姿勢だったところ、裁判所から丁寧な説明を受けて、最終的にはやむを得ないこととして受け入れることはある。
- 離婚原因として夫から妻へのドメスティックバイオレンスがある場合に、面会交流は制限されるのか。先ほどの説明によれば、面会交流は子の福祉が優先されるとのことであるが、どのように工夫しているか。
- ドメスティックバイオレンスがある場合にも、面会交流が子の福祉にかなうかという観点を優先させることになる。そのためにどうすればよいかは、個々の事案に応じて考えることになるため、一律にこうあるべきという考え方はできない。
- ◎ 面会交流は子の福祉の観点が重要であり、親の義務という側面もある。夫から妻へのドメスティックバイオレンスが子に与える影響や、子に対する虐待がなかったかなどをよく調べた上で面会交流を行うべきかどうか、行うためにはどうすればよいかを検討している。面会交流は、監護していない親と子が直接会うのが一般的な方法であるが、それに限らず、実際に会わなくても、子の状況によっては、監護している親が他方の親に子の状況を連絡するという方法なども考えられる。
- 調停委員として面会交流が争いになっている場面を見てきたが、その中には養育費と面会交流をセットで考えていて、養育費が決まらないと面会交流は考えられないという親もいる。そうしたケースにおいては、面会交流はあくまでも子のためのものだということを説明している。
- ◎ 面会交流については、各種パンフレットを備え置くなどして周知を図っている。本日御覧いただいたビデオについても裁判所のホームページから視聴いただけるようになっている。また、このビデオは裁判所でも貸し出

している。

- 今回の説明で面会交流について初めて知った。法改正からあまり期間が経過していないが、それによって面会交流が成功したような例はあるのか知りたい。もともと離婚紛争が前提となっていて、陰悪な雰囲気から面会交流の実施までには時間がかかるのではないか。養育費やドメスティックバイオレンスの問題もあり、面会交流のために子を相手に送り届けること自体にも問題が発生するおそれがあるのではないか。また、面会交流が決まってからも、その後の追跡調査や面会交流を行っている人に対してケアするような役割を担っている職員はいるのか。

- 今回の法改正で面会交流が明文化され、これを当事者に伝えることによって以前よりは理解が進みやすくなったという点で役立っている。

裁判所は決定機関であり、面会交流が決まった後のアフターケアについての仕組みはないが、履行勧告という制度があり、例えば面会交流が決まったのに会わせてくれないということがあれば、裁判所に申し出てもらい、裁判所から子を監護養育している親に対して勧告する手続がある。

- 今回、私が法改正により面会交流が明文化されたことを初めて知ったように、まだ一般の方は知らない方が多いと思われる。
- アメリカでは離婚率が下がっているが、日本は上がっている。今後、裁判所が面会交流を扱う件数は増えてくるのではないか。我が国は国連の児童の権利に関する条約に加盟しており、その条約には、面会交流について子の人権の尊重がうたわれている。今回の法改正はこの流れにマッチしているものであり、良い流れだと思っている。

しかし、別れる夫婦には経済的なアンバランスがあって、その穴埋めをどうするかという現実の問題がある。例えば、子を監護養育していくための費用について、極端な話、自己破産して養育費を払えないというような場合、子の福利厚生はどうなるのか不安に思うことがある。

今回の法改正の効果を高めるためには、改正の経緯についても広報する必要があるのではないか。ただ、法改正自体については明確になって良かったという感想である。

- ◎ 面会交流については、明文の規定はないものの法改正以前から実務上確立した権利として認識されており、その考え方としても子の福祉が基準とされていた。

法改正以前のうまくいっていた例としては、面会交流の具体的な方法について、あらかじめ当事者双方が連絡を取り合って打ち合わせをすることで円滑に進んだケースがあった。

なお、感情的な対立等で面会交流の合意ができないものについても、調整に時間をかけ、理解が得られるよう働きかけている。場合によっては、児童室を利用した試行を行うなどして、面会交流の実績を見ながら進めていくという方法も行われている。

裁判所では、面会交流については今後もいろいろな工夫をしながら進めていきたいと考えており、そのための情報をいろいろな広報の場面を利用して発信していきたい。

「民法等の一部改正に関連した家庭裁判所の取組」については以上のおおりとし、以後は「成年後見制度」について説明を行う。

- 家裁首席書記官から「成年後見制度」に関する説明
- 成年後見制度は、消費生活センターの窓口で話題になることも多く、その都度、相談者に紹介している。これまでの状況を見ると成年後見制度は一般の方にもある程度は浸透していると思われるが、家庭裁判所での手続が必要であるということまでは浸透していないようである。
- 法務局にも成年後見のパンフレットが備え付けられており、学生の指導の際にも利用している。
- 成年後見のパンフレットについて、インターネットからダウンロードで

きることになっているが、経費がかかるという点もあり、印刷したものを入手できた方がよい。

- ◎ 委員の皆様から成年後見への関わりという観点で御意見を伺いたい。
- 弁護士業務においては、相続や交通事故の件で、本人の判断能力がなくなっているということで成年後見の相談を受けることはある。
- 基本的には検察庁が関与することはないが、成年後見人が本人の資産を流用したような場合に、業務上横領罪で起訴するということが全国的にはあることから、捜査機関として積極的に対応している。
- 成年後見が開始されて10年が経過したが、少子高齢化が進むなかで、今後さらに事件が増えていくことが予想される。引き続き広報で周知を図ることは重要と考える。また、後見等監督事件も多くなっており、成年後見において後見人の不正を防止するためにも、後見人の不正行為については厳罰化を検討すべきではないか。横領罪だけで対応してよいのか疑問がある。
- 後見人の不正行為を厳罰化しても犯罪を防止できるわけではないので、検察庁が横領の捜査を厳正に行って対処していけばよいと思う。家制度の考え方の名残で、親の財産は自分の財産というような誤った考え方をしてる人も多く、成年後見人の職務を十分に説明することが被後見人の財産を守ることに繋がると考える。また、弁護士、司法書士等の法律専門職が第三者後見人として後見人となることも想定されている。
- ◎ 成年後見人の不正行為にどのように対応していくかは重要な問題である。不正行為に対しては、事後的な対応と事前の予防的な対応が考えられるが、予防的な対応としては、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を第三者後見人として選任する方法がある。

第三者後見人の選任については、事件数が増えていく中で、専門職及び第三者後見人をどのようにして確保していくかが問題となっている。専門職を

後見人として選任する事件のうち、預貯金や現金が多額であるなど一定のものについては、後見人と打合せの上で、被後見人の財産を信託という制度で管理する手続も新たに作られた。当庁管内において、現段階では実施された例はないが、今後運用されていくことになる。

- ◎ 前回委員から御要望のあった東日本大震災における青森地家裁以外の裁判所の状況について説明させていただく。
- 青森地家裁以外の裁判所の状況について地裁事務局長から説明
- ◎ 次回委員会の協議事項について御意見を伺いたい。
- 裁判員裁判の現状について説明を求めたい。

(8) 次回開催期日

平成24年12月10日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(9) 閉会